

最低賃金

- 最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めている。使用者は、この最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 最低賃金には、「地域別最低賃金」および「特定（産業別）最低賃金」の2種類がある。両方が該当する場合は、高いほうの最低賃金を支払わなければならない。
- 地域別最低賃金：
産業や職種に関わりなく、都道府県内のすべての企業の労働者に適用される。都道府県別に、全国47件の最低賃金額が、毎年10月頃に定められる。
- 特定（産業別）最低賃金：
関係労使が地域別最低賃金より高い額の最低賃金を定めることが必要と認められる産業について設定されている。現在は、地域別最低賃金より低い額になっているものが増えている。
- 最低賃金の対象となる賃金：
実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したもの。
 - ・臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
 - ・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - ・所定外給与（時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金等）
 - ・精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金減額の特例

- 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次の者について、労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額することができる。
 - ・精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者
 - ・試みの使用期間中の者
 - ・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている者のうち厚生労働省令で定める者
 - ・軽易な業務に従事する者
 - ・断続的労働に従事する者